

よくある質問

【一般搬入の方】

●同じ搬入者・同じ排出場所の一般廃棄物を1日に複数回搬入する場合、その都度申請書が必要でしょうか？

⇒同じ搬入者・同じ排出者であれば、最初の搬入の際に、受付係に複数回搬入する旨を伝えていただければ、当日に限り、その後の搬入の際に新たな申請書の提出は必要ありません。ただし、搬入者が変わったり、後日搬入する場合には改めて申請書の提出が必要となります。※また、複数台の車両で搬入する場合は、車両1台につき1枚の申請書が必要となります。その際には、それぞれの搬入者（運転者）の記載、本人確認が必要となります。

●第三者（親族、友人等）が代理で搬入できますか？

⇒許可のない者が他人のごみを搬入することは、原則、できません。

排出者本人が搬入できない場合は、お住いの町の許可業者へ依頼をお願いいたします。

（許可業者は、それぞれの町のHPでご確認ください。）

●分別がわからない、処理困難物（クリーンパーク長与・時津クリーンセンター（長与町・時津町）で処理できないもの）はどうしたらよいでしょうか？

⇒お住いの町の住民環境課へお尋ねください。

●一日に複数回搬入予定だが、塵芥処理手数料（ごみの処理搬入料金）はまとめて払えないのでしょうか？

⇒複数回搬入される場合でも、搬入量を合算しての請求はできません。

その都度、搬入量に応じた料金をお支払いいただいていますので、できる限りまとめての搬入をおすすめします。

[長与町 住民環境課:095-801-5824]

[時津町 住民環境課:095-865-6097]